平成３０年（フ）第１２９号
仙台市若林区卸町３丁目１番地の２　卸町市営住宅702
債務者　高橋　　博
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１５４号
宮城県宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合10番地の１　Ｅ201
債務者　岩本　喜治
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４５号
長野市川中島町上氷鉋1409番地　ニシザワレンツ５号室
債務者　齋藤有希子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９９号
岐阜県各務原市那加浜見町２丁目66番地（日電ビル　101）
債務者　齊藤　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで　岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第７０号
京都市右京区梅津南広町81番地１　梅津グランドハイツ　127
債務者　杉本　敦子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４１０号
福岡市東区和白東４丁目24―34　イーストパレス和白１―205、住民票上の住所福岡市東区奈多１丁目２番20―605号
債務者　町野　保祐
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４６９号
福岡市早良区田村４丁目14番15―205号
債務者　大野　稔明
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５２号
秋田市泉中央２丁目23番22号　ハイツ工藤203号
債務者　千羽　晶子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５４号
秋田市八橋鯰沼町11番８号
債務者　高橋　悦子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５９号
秋田県潟上市天王字一向244番地　佐藤貸家Ｂ
債務者　西本　末子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６０号
秋田市雄和向野字吹欠下36番地２　玉葉荘、前住所秋田市外旭川八柳３丁目11番６号　パレス304号
債務者　佐藤　勝仁
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７６号
北九州市八幡東区大蔵３丁目２番３―301号
債務者　平松ヒトミ
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１９０号
北九州市小倉南区北方１丁目13番27―103号
債務者　山下淳二郎
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２８号
松江市東出雲町揖屋2090番地27
債務者　小松　憲吾
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで　松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１２号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞１丁目19番18号　リベラル上福岡Ⅲ102
債務者　白濱　　弘
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２１４８号
名古屋市緑区鳴海町字有松裏16番地の１　Ｋｙｏｅｉ　Ｂｌｄ　205号
債務者　土居　政則
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４６号
名古屋市名東区猪子石原３丁目1604番地　ファミール名東402号
債務者　寺田　定和
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部